## 平成31年度における高知県の働き方改革取組方針

高知県では、全国に先行して少子・高齢化、人口減少社会が進んでいることに加え、県内景気の回復、高知県の産業振興計画の着実な推進等を追い風に、有効求人倍率は平成27年11月以降1倍以上で推移するとともに、過去最高値を逐次更新するなど、雇用失業情勢は改善している。

- 一方で、人手不足感が高まっており、人材の確保が課題となっている。
- この課題解決のためには、「仕事と生活の調和を図ることができる魅力ある職場づくり」を推進する必要がある。

このため、これまでも国、県、労使団体がそれぞれの立場で働き方改革推進の機運醸成に取り組むとともに、高知県産業振興計画も踏まえつつ、若者、女性、高齢者、障がい者、非正規労働者をはじめとする県内労働者の労働環境や処遇の改善に向けて取り組んできたところである。

引き続き高知県における「魅力ある職場づくり」を推進するとともに、持続的な企業成長の好循環を実現するため、平成31年度を「基盤整備を推進するとともに、さらなる働き方改革に取り組む企業を増やす、積み重ねていく」期間とし、特に経営基盤が小さく働き方改革を進めることの困難性が高い中小企業においても実現できるように、以下の取組を行うこととする。

- 1 第2回働き方改革推進会議(平成29年2月9日開催)で整理した確認事項(別紙参照)で定めた各目標の達成に向けて、引き続き国及び県が中心となって取組を進めるとともに、各構成員は自ら創意工夫した取組を行うなど国や県の取組を積極的に支援することとする。
- 2 働き方改革関連法の円滑な施行に向け、県内の企業、とりわけ中小企業への同法の周知徹底への協力を行う。
- 3 平成30年度に国が設置した「働き方改革推進支援センター」を総合窓口 とした支援を一層推進する。

各構成員は、当該センターが行う取組を実効あるものにするため、最大限の協力を行うこととする。

平成31年2月7日(木) 高知県働き方改革推進会議